

令和元年度 中頓別町職員(一般事務職)採用実施要綱

1. 職種 一般事務職
2. 募集人員 若干名
3. 採用予定 令和元年10月1日付け
4. 受験資格
 - ①昭和54年4月2日以降に生まれた者
 - ②大学卒業後3年、短大・高専・専門学校卒業後5年、高等学校卒業後7年以上一般実務に従事した経験を有する者
 - ③普通自動車運転免許を所持している者
 - ④日本国籍を有しない方又は下記ア～エに該当する者は受験できません
 - ア. 成年被後見人又は被保佐人
 - イ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ. 中頓別町職員として、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - エ. 日本国憲法施行の日(昭和25年5月3日)以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
5. 試験方法及び内容
 - ◇期日・場所 試験日及び試験会場は後日連絡
 - ◇試験内容
 - ・(午前予定)SPI試験
 - ・(午後予定)個別による面接試験
6. 受付期間
 - ◇受付期間 令和元年5月25日から令和元年7月25日まで
 - ◇提出方法 関係書類を郵送(令和元年7月31日消印有効)又は持参(月～金曜日)の午後5時15分まで。土日祝祭日は受付できません。
7. 申込方法
 - ①履歴書(写真添付)
 - ②最終卒業学校の成績証明書
 - ③資格を有することを証するものの写し
 - ④自己アピール(A4版用紙で)
 - ・学生時代の活動状況(クラブ活動・ボランティア活動等)
 - ・自己の信念や長所・短所等について、出来るだけ詳細に記載すること。

8. 合格から採用まで

- ◇合格者には合格通知され、一般事務職員として勤務することになります。
- ◇採用予定期日は令和元年10月1日ですが、合格者の希望を考慮することも可能です。
- ◇受験資格がないこと、提出書類に虚偽の記載等が判明した場合は、合格を取消す。

9. 採用条件

給与及び諸手当は「中頓別町職員給与条例」等の規定に基づき支給します。その他の勤務条件も中頓別町条例に基づく。

10. 提出先・問合せ先

〒098-5595

北海道枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6

中頓別町役場 総務課総務グループ

TEL : 01634-6-1111 / FAX : 01634-6-1155

E-mail : somu@town.nakatombetsu.lg.jp

URL : <http://www.town.nakatombetsu.hokkaido.jp/>

【位置】



北海道内
主要都市からの距離
稚内から 112km
旭川から 189km
札幌から 316km

JR
稚内・旭川間 1日3往復
稚内・札幌間 1日1往復

バス
旭川→鬼志別 / 1往復
旭川→音威子府→小頓別→
中頓別→浜頓別→鬼志別

旭川→枝幸 / 2往復
旭川→名寄→音威子府→
小頓別→歌登→枝幸

マイカー
札幌・中頓別間 約5時間
旭川・中頓別間 約3時間

空路
稚内・丘珠間 1日2往復(50分)
稚内・千歳間 1日1往復(60分)
稚内・東京間 1日1往復(1時間45分)